



# 島根県報

平成21年11月30日（月）

号外第204号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

**公布された条例等のあらまし**

## ◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第82号）

## 1 規則の概要

特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う規定の整理

## 2 施行期日

平成21年12月1日から施行することとした。

**規 則**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第82号**

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第2 総務部の表人事課の項第6号知事決裁事項の欄の(1)中「特別職の職員等に対する期末手当の支給に関する条例」を「特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例」に、「特別職の職員等」を「特別職の職員」に改める。

**附 則**

この規則は、平成21年12月1日から施行する。